

石巻市地域防災計画

津波災害対策編

目 次

第1章 災害予防対策

第1節 津波に強いまちの形成	津-1
第1 津波に強いまちづくり	津-1
第2節 海岸保全施設等の整備	津-3
第1 海岸保全施設等の整備	津-3
第2 河川管理施設	津-4
第3 農業用施設	津-4
第4 港湾・漁港等の施設	津-4
第5 道路施設・防災緑地	津-4
第3節 交通施設の災害対策	津-5
第1 交通施設の災害対策	津-5
第4節 都市の防災対策	津-6
第1 市街地開発事業等の推進	津-6
第2 都市公園施設	津-6
第3 津波避難を考慮した都市施設の整備	津-6
第4 臨海部の津波対策	津-6
第5節 建築物等の予防対策	津-7
第1 公共施設の予防対策	津-7
第2 一般建築物	津-7
第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策	津-7
第4 文化財の防災対策	津-7
第5 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策	津-7
第6節 ライフライン施設等の予防対策	津-8
第1 ライフライン施設等の予防対策	津-8
第7節 危険物施設等の予防対策	津-9
第1 危険物施設等の予防対策	津-9
第8節 防災知識の普及	津-10
第1 防災知識の普及、徹底	津-10
第2 市学校等教育機関における防災教育	津-15
第3 市民の取組	津-15
第4 災害教訓の伝承	津-15
第9節 地震・津波防災訓練の実施	津-16
第1 地震・津波防災訓練の実施	津-16
第10節 地域における防災体制	津-18
第1 自主防災組織の育成	津-18
第2 地区防災計画の提案	津-18
第11節 ボランティアのコーディネート	津-19
第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備	津-19
第2 災害ボランティアの養成	津-19

第12節	企業等の防災対策の推進	津-20
第1	企業等の役割	津-20
第2	企業等の防災組織	津-20
第13節	津波調査研究等の推進	津-21
第1	津波調査研究等の推進	津-21
第14節	津波監視体制、伝達体制の整備	津-22
第1	津波の観測・監視体制の整備	津-22
第2	避難指示等の伝達体制の整備	津-22
第15節	情報通信網の整備	津-24
第1	県、関係機関等との災害通信網の整備	津-24
第2	市民への通信体制の整備と周知	津-24
第16節	職員の配備体制	津-25
第1	活動体制の整備	津-25
第2	業務継続計画（BCP）の整備	津-25
第17節	防災拠点等の整備・充実	津-26
第1	防災拠点の整備及び連携	津-26
第2	防災拠点機能の確保・充実	津-26
第3	防災用資機材等の整備・充実	津-26
第4	防災用資機材の確保対策	津-26
第18節	相互応援体制の整備	津-27
第1	相互応援体制の整備	津-27
第2	応援体制の整備	津-27
第3	自衛隊との連携	津-27
第19節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	津-28
第1	医療救護体制の整備	津-28
第2	医薬品等の供給体制の整備	津-28
第3	福祉支援体制の整備	津-28
第4	避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	津-28
第5	栄養支援体制の整備	津-28
第20節	火災予防対策	津-29
第1	火災予防対策	津-29
第21節	緊急輸送体制の整備	津-30
第1	輸送体制の整備	津-30
第2	燃料確保体制の整備	津-30
第3	障害物除去体制の整備	津-30
第22節	避難対策	津-31
第1	避難所等の確保、整備	津-31
第2	避難誘導體制の整備	津-31
第3	消防機関等の対応	津-31
第4	津波避難計画の策定	津-32
第5	市民等への周知	津-33
第23節	避難受入れ対策	津-34
第1	避難所の運営・管理対策	津-34

第2	広域避難の対策	津-34
第3	応急仮設住宅対策	津-34
第4	帰宅困難者対策	津-34
第5	孤立地区対策	津-34
第24節	食料、飲料水及び生活物資の確保	津-35
第1	備蓄体制の整備	津-35
第2	食料等の調達体制の整備	津-35
第3	受援体制の確保	津-35
第25節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	津-36
第1	高齢者、障害者等への支援対策	津-36
第2	外国人への支援対策	津-36
第3	旅行者への支援対策	津-36
第26節	複合災害対策	津-37
第1	複合災害を考慮した対策の検討	津-37
第2	防災力の向上	津-37
第27節	災害廃棄物対策	津-38
第1	処理体制の整備	津-38
第2	一時保管場所の確保	津-38
第28節	積雪寒冷地域における津波災害予防	津-39
第1	除雪体制等の整備	津-39
第2	避難所体制の整備	津-39
第29節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	津-40
第1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域	津-40
第2	津波避難対策緊急事業計画の作成	津-40
第2章 災害応急対策		
第1節	防災活動体制	津-41
第1	配備体制	津-41
第2	災害対策本部	津-41
第3	警戒本部・特別警戒本部	津-41
第4	各機関の体制	津-41
第2節	情報の収集・伝達	津-42
第1	情報管理体制	津-42
第2	被害情報の収集・報告	津-42
第3	津波情報の伝達	津-42
第4	北海道・三陸沖後発地震注意情報	津-45
第5	通信・放送手段の確保	津-45
第3節	災害広報活動	津-46
第1	社会的混乱の防止	津-46
第2	市民等への広報	津-46
第3	報道機関への対応	津-46
第4節	相互応援活動	津-47
第1	自治体等への応援要請	津-47
第5節	災害救助法の適用	津-48

第1	災害救助法の適用	津-48
第2	救助の種類	津-48
第6節	自衛隊の災害派遣	津-49
第1	自衛隊の災害派遣	津-49
第7節	救急・救助活動	津-50
第1	救急・救助活動	津-50
第8節	医療救護活動	津-51
第1	初動医療活動	津-51
第9節	消火活動	津-52
第1	地震火災の消火活動	津-52
第2	津波火災の消火活動	津-52
第10節	交通・輸送活動	津-53
第1	交通規制	津-53
第2	緊急輸送路等の確保	津-53
第3	輸送の確保	津-53
第11節	ヘリコプターの活動	津-54
第1	ヘリコプターの活用	津-54
第12節	避難活動	津-55
第1	避難の指示等	津-55
第2	避難の指示等の内容及び周知	津-55
第3	避難誘導	津-57
第4	避難所の開設	津-57
第5	避難所の運営	津-58
第6	在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	津-58
第7	帰宅困難者対策	津-58
第8	孤立集落対策	津-58
第9	広域避難	津-58
第10	在宅避難者への支援	津-58
第13節	応急仮設住宅等の確保	津-59
第1	住宅の応急修理	津-59
第2	応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	津-59
第3	応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	津-59
第14節	相談活動	津-60
第1	相談活動	津-60
第15節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	津-61
第1	災害発生時避難支援の構築	津-61
第2	避難誘導等の支援	津-61
第3	避難所等における支援	津-61
第4	外国人や旅行者への支援	津-61
第16節	家庭動物の収容対策	津-62
第1	家庭動物に対する対策	津-62
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	津-63
第1	食料の供給	津-63

第2	生活物資の供給	津-63
第3	給水	津-63
第4	救援物資の受入れ	津-63
第5	物資集配拠点の設置	津-63
第18節	防疫・保健衛生活動	津-64
第1	防疫活動	津-64
第2	保健衛生活動	津-64
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬	津-65
第1	遺体の捜索	津-65
第2	遺体の収容・処理	津-65
第3	遺体の埋葬	津-65
第20節	災害廃棄物処理活動	津-66
第1	災害廃棄物の処理	津-66
第2	し尿の処理	津-66
第21節	社会秩序維持活動	津-67
第1	警備対策	津-67
第2	物価監視	津-67
第22節	教育活動	津-68
第1	災害発生時の対応	津-68
第2	学校施設等の応急措置	津-68
第3	教育の実施	津-68
第4	文化財対策	津-68
第23節	防災資機材及び労働力の確保	津-69
第1	防災資機材の確保	津-69
第2	労働力の確保	津-69
第24節	公共土木施設等の応急対策	津-70
第1	公共土木施設	津-70
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	津-71
第1	ライフライン施設	津-71
第26節	危険物施設等の安全確保	津-72
第1	危険物施設等の安全対策	津-72
第27節	農林水産業の応急対策	津-73
第1	農林水産業	津-73
第28節	二次災害・複合災害防止対策	津-74
第1	危険度判定	津-74
第2	風評被害等の軽減	津-74
第3	水防対策	津-74
第4	土砂災害対策	津-74
第5	空き家等の把握	津-74
第29節	応急公用負担等の実施	津-75
第1	応急公用負担の権限	津-75
第2	応急公用負担の措置	津-75
第30節	ボランティア活動	津-76

第1	ボランティアの活動拠点について	津-76
第2	専門性のあるボランティア活動について	津-76
第31節	海外からの支援の受入れ	津-77
第1	海外からの救援活動の受入れ	津-77
第3章	災害復旧・復興対策	
第1節	災害復旧・復興計画	津-79
第1	災害復旧・復興方針の決定等	津-79
第2	災害復旧計画	津-79
第3	災害復興計画	津-79
第2節	生活再建支援	津-80
第1	被災者の生活確保	津-80
第2	被害家屋の調査・罹災証明等の発行	津-80
第3節	住宅復旧支援	津-81
第1	住宅復旧支援	津-81
第4節	産業復興支援	津-82
第1	産業復興支援	津-82
第5節	都市基盤の復興対策	津-83
第1	都市基盤の復興対策	津-83
第6節	義援金の受入れ、配分	津-85
第1	義援金の受入れ、配分	津-85
第7節	激甚災害の指定	津-86
第1	激甚災害の調査	津-86
第2	激甚災害の手続	津-86
第8節	災害対応の検証	津-87
第1	検証の実施	津-87
第2	検証結果の反映	津-87

注 枠囲いについては宮城県地域防災計画から抜粋し、抜粋箇所は宮城県地域防災計画の編名、章番号―節番号を示している。

第 1 章 災害予防対策

第1節 津波に強いまちの形成

項目	担当	関係機関
第1 津波に強いまちづくり	危機対策課、●政策企画課、水産課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、道路課	仙台河川国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 津波に強いまちづくり

1 津波避難体制の整備

(1) 津波避難施設等の整備

市は、市民が原則徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じて、高台等を利用した津波避難場所及びそこに通じる避難路を整備する。

また、民間施設の活用による津波避難ビルの確保、公共施設の耐浪化等を行う。

(2) 特に配慮を要する施設の立地誘導

市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。なお、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。

(3) 津波避難計画の策定

ア 津波避難計画の策定及び周知徹底

市は、県から提供される津波浸水想定図をもとに、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容を市民等への周知徹底を図る。

イ 地域ごとの津波避難計画策定支援

市は、地域ごとの津波避難計画策定を推進する。策定に当たっては、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な意見を取り入れるため、ワークショップの開催等を行う。

ウ 徒歩避難の原則の周知

家屋の倒壊、落下物、道路の損傷などによって渋滞・交通事故等が発生するおそれがあるため、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、徒歩避難の原則の周知に努める。

なお、時間、避難距離、避難行動要支援者の存在等地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、市は、安全かつ迅速に避難できる方策を検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

2 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に基づき、次の対応を行う。

(1) 津波災害警戒区域に関する対応

市は、知事により津波災害警戒区域の指定があった場合、当該区域ごとに次の事項について地域防災計画に定める。

- ア 津波警報等の伝達方法
- イ 津波避難場所
- ウ 避難促進施設
- エ 津波避難訓練

また、その内容について市民に周知するため、印刷物の作成等を行う。

(2) 推進計画の策定

市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定し、海岸保全施設等や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等について総合ビジョンを示すことに努める。

3 所有者不明土地の利活用

【地震災害対策編／第1章／第1節／第1／4 所有者不明土地の利活用】を準用する。（地-2）

第2節 海岸保全施設等の整備

項目	担当	関係機関
第1 海岸保全施設等の整備	水産課	北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関
第2 河川管理施設	●道路課、河川港湾高規格道路整備推進課	
第3 農業用施設	農林課	
第4 港湾・漁港等の施設	●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課	
第5 道路施設・防災緑地	●道路課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課	

「●」は主務担当を示す。

第1 海岸保全施設等の整備

※参考	宮城県地域防災計画 津波災害対策編2-3の抜粋
2 事業の実施	<p>海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。</p> <p>また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p> <p>なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、沿岸市町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、沿岸市町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。</p>
3 陸閘等の維持管理	<p>海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、沿岸市町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。</p> <p>また、冬季における凍結防止対策を行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。</p>
4 海岸保全施設被災時の対策	<p>海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p>
5 海岸保全区域の指定	<p>県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。</p>
6 海岸堤防の整備	<p>(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について</p>

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さで設定するものと、高潮対策に必要な高さを比較し、いずれか高い方を海岸堤防の計画堤防高とする。

(2) 海岸堤防の計画位置について
海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて
海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

第2 河川管理施設

※参考	宮城県地域防災計画 津波災害対策編2-3の抜粋
1 事業の実施	河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
2 津波遡上の影響の考慮	河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。
3 水門・陸閘等の維持管理	河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保、非常用電源の準備など、機能改善に向けた整備を促進する。

第3 農業用施設

1 農業用施設等における地震・津波対策

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第4 港湾・漁港等の施設

【地震災害対策編／第1章／第3節／第4 港湾・漁港等の施設】を準用する。(地-7)

第5 道路施設・防災緑地

1 道路盛土等の活用

道路管理者及び公園管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路及び防災緑地の整備、維持管理を図る。

第3節 交通施設の災害対策

項目	担当	関係機関
第1 交通施設の災害対策	商工課、観光政策課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、南三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 交通施設の災害対策

【地震災害対策編／第1章／第4節／第1 交通施設の災害対策】を準用する。（地-8）

第4節 都市の防災対策

項目	担当	関係機関
第1 市街地開発事業等の推進	危機対策課、商工課、水産課、 ●都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課	
第2 都市公園施設		
第3 津波避難を考慮した都市施設の整備		
第4 臨海部の津波対策		

「●」は主務担当を示す。

第1 市街地開発事業等の推進

【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地開発事業等の推進】を準用する。（地-11）

第2 都市公園施設

【地震災害対策編／第1章／第5節／第2 都市公園施設】を準用する。（地-11）

第3 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を要する施設の立地誘導

市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第4 臨海部の津波対策

市は、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組を進める。

第5節 建築物等の予防対策

項目	担当	関係機関
第1 公共施設の予防対策	施設を管理している課	
第2 一般建築物	建築指導課	
第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策		
第4 文化財の防災対策	生涯学習課	
第5 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策	●建築指導課、建築課	

「●」は主務担当を示す。

第1 公共施設の予防対策

【地震災害対策編／第1章／第6節／第1 公共施設の予防対策】を準用する。（地-12）

第2 一般建築物

【地震災害対策編／第1章／第6節／第2 一般建築物】を準用する。（地-13）

第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策

【地震災害対策編／第1章／第6節／第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策】を準用する。（地-13）

第4 文化財の防災対策

【地震災害対策編／第1章／第6節／第4 文化財の防災対策】を準用する。（地-13）

第5 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

市は、津波災害特別警戒区域が指定されたときは、その区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場所であっても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの建築物の耐浪化等に努める。

第6節 ライフライン施設等の予防対策

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク（株）石巻電力センター、NTT 東日本（株）宮城事業部、（一社）宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス（株）、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 ライフライン施設等の予防対策

【地震災害対策編／第1章／第7節／第1 ライフライン施設等の予防対策】を準用する。（地-14）

この場合において、記述を以下の通りに読み替える。

- ・同節第1／3／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／2（1）
「耐震化」を「耐震化・耐浪化」に、「地震動等」を「地震動・津波浸水想定等」に、「耐震設計」を「耐震設計や耐浪化の検討」と読み替える。
- ・同節第1／3／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／2（2）
「液状化対策」とあるのは「耐浪化の検討」と読み替える。
- ・同節第1／4／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／（1）ロ
「耐震性」を「耐震性・耐浪性」と読み替える。
- ・同節第1／5／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／1（1）
「水防対策を推進」を「水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進」と読み替える。
- ・同節第1／5／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／4
「非常電源の確保」を「津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保」と読み替える。

第7節 危険物施設等の予防対策

項目	担当	関係機関
第1 危険物施設等の予防対策	危機対策課	石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所

第1 危険物施設等の予防対策

【地震災害対策編／第1章／第8節／第1 危険物施設等の予防対策】を準用する。（地-18）
この場合において、同節第1／2／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-9の抜粋」
／2の記述「耐震化対策」を「耐震化・津波対策」と読み替える。

第8節 防災知識の普及

項目	担当	関係機関
第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光政策課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）、その他関係機関
第2 市学校等教育機関における防災教育	危機対策課、子ども保育課、子育て支援課、●教育委員会	
第3 市民の取組	危機対策課	
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承課、教育委員会	

「●」は主務担当を示す。

第1 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時において、市は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配布、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

市は次の事項について、研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合を含む）
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (8) 家庭及び地域における防災対策

2 市民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

ア 総合防災訓練、講演会等の実施

市は、市民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、市民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民等に周知させる。

イ 防災とボランティア関連行事の実施

市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く市民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

ウ 東日本大震災発生日の位置づけ検討

市は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震・津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。

(2) ハザードマップ等の活用

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、津波災害に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発の実施

市は、防災関係機関と連携し、市民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【市民等への普及・啓発を図る事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動 ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ③ 地震・津波に関する一般的な知識 ④ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識 ⑤ 災害危険性に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における避難対象地区 ・ 孤立する可能性のある地域内集落 など ⑥ 避難行動に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること ・ 強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること ・ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること ・ 「赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)」(以下「津波フラッグ」という。)は海水 |
|---|

浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）

- ・ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・ 津波が河川を遡上すること
- ・ 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない
- ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
- ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難
- ・ 各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
- ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・ 各地域における避難の指示等の伝達方法 など

⑦ 津波の特性に関する情報

- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・ 第一波が最大とは限らないこと
- ・ 津波は繰り返し襲ってくること
- ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波の発生の可能性 など

⑧ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・ 大津波警報や津波警報は、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
- ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など

⑨ 家庭内での予防・安全対策

- ・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備
- ・ 自動車へのこまめな満タン給油
- ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

⑩ 災害時にとるべき行動

- ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・ 自動車運行の自粛

- ・ その他津波警報等の発表時や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき行動
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など

⑪ その他

- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

イ 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、津波注意、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

NTT東日本(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

市は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

- (1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。
- (2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。
 - ア 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う。
 - イ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う。
- (3) 船舶への防災知識の普及

市は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

 - ア 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
 - イ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - ウ 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

- (1) ハザードマップの整備
 - ア 津波ハザードマップの作成・周知

市は、県が設定した津波浸水想定や津波災害警戒区域、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題を踏まえて避難場所等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。

なお、津波ハザードマップを作成するに当たっては、市民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4国土交通省）を参考に作成する。
 - イ 津波ハザードマップの有効活用

市は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。
- (2) 日常生活の中での情報揭示

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。
- (3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5 ドライバーへの啓発

- (1) 徒歩による避難の原則の徹底

市は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用に

より渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を周知する。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

市は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第2 市学校等教育機関における防災教育

【地震災害対策編／第1章／第9節／第2 市学校等教育機関における防災教育】を準用する。(地-24)

この場合において、同項中の記述「地震」を「津波」と読み替える。

第3 市民の取組

【地震災害対策編／第1章／第9節／第3 市民の取組】を準用する。(地-25)

第4 災害教訓の伝承

1～4は、【地震災害対策編／第1章／第9節／第4 災害教訓の伝承】を準用する。(地-26)

5 津波浸水表示板の設置

実物大の津波ハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置する。

第9節 地震・津波防災訓練の実施

項目	担当	関係機関
第1 地震・津波防災訓練の実施	●危機対策課、教育委員会、子育て支援課、子ども保育課、石巻市消防団	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 地震・津波防災訓練の実施

1～3は、【地震災害対策編／第1章／第10節／第1 地震防災訓練の実施】を準用する。（地-27）

4 学校等の防災訓練

- (1) 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- (2) 校内外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- (3) 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- (4) 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- (5) 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、沿岸市町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

5 事業所の防災訓練

- (1) 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- (2) 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、市及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

（訓練内容）

ア 避難訓練

イ 消火訓練

ウ 救急救命訓練

エ 災害発生時の安否確認方法

オ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）

- カ 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練
- キ 災害救助訓練
- ク 市、自治会、他企業との合同防災訓練
- ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第10節 地域における防災体制

項目	担当	関係機関
第1 自主防災組織の育成	地域安全推進課	
第2 地区防災計画の提案	危機対策課	

第1 自主防災組織の育成

【地震災害対策編／第1章／第11節／第1 自主防災組織の育成】を準用する。（地-29）

第2 地区防災計画の提案

【地震災害対策編／第1章／第11節／第2 地区防災計画の提案】を準用する。（地-30）

第11節 ボランティアのコーディネート

項目	担当	関係機関
第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備	保健福祉総務課	(社福)石巻市社会福祉協議会、(社福)宮城県社会福祉協議会
第2 災害ボランティアの養成		

第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第12節／第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備】を準用する。(地-31)

第2 災害ボランティアの養成

【地震災害対策編／第1章／第12節／第2 災害ボランティアの養成】を準用する。(地-32)

第12節 企業等の防災対策の推進

項目	担当	関係機関
第1 企業等の役割	危機対策課、保健福祉総務課、	
第2 企業等の防災組織	産業推進課、●商工課	

「●」は主務担当を示す。

第1 企業等の役割

【地震災害対策編／第1章／第13節／第1 企業等の役割】を準用する。（地-33）

第2 企業等の防災組織

【地震災害対策編／第1章／第13節／第2 企業等の防災組織】を準用する。（地-34）

この場合において、同項8中の記述「耐震化」を「耐震化・耐浪化」と読み替える。

第13節 津波調査研究等の推進

項目	担当	関係機関
第1 津波調査研究等の推進	危機対策課	

第1 津波調査研究等の推進

1 津波調査研究への積極的な協力

市は、防災関係機関または、学術研究機関等が実施する津波対策の調査研究等に積極的に協力する。

2 防災対策研究の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化にも資することから、市は、災害から得られた知見や教訓をホームページ等により広く情報発信・共有するよう努める。

第14節 津波監視体制、伝達体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 津波の観測・監視体制の整備	危機対策課	
第2 避難指示等の伝達体制の整備	危機対策課	

第1 津波の観測・監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

市は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2 観測情報の共有化

市は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

設置箇所	東北地方整備局	仙台管区气象台	計
石巻市	2	1	3

第2 避難指示等の伝達体制の整備

1 市の対応

(1) 避難指示等の発令基準の設定

ア 発令基準の策定・見直し

市は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

イ 伝達体制の整備

市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

ア 多様な情報伝達手段の確保

市は、さまざまな環境下にある職員や市民等に対し、津波警報等の伝達手段として、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、津波

フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

イ 確実な伝達方法の確保

市は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J アラート）、L アラート（災害情報共有システム）等を整備すると共に、防災行政無線との自動起動を推進する。

ウ 海域海岸利用者対策

市は、海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段として津波フラッグの普及に努める。

エ 要配慮者対策

市は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

市は、津波警報等、避難指示等を周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。

その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

市は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震等の考慮

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、市民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

第15節 情報通信網の整備

項目	担当	関係機関
第1 県、関係機関等との災害通信網の整備	危機対策課	
第2 市民への通信体制の整備と周知	秘書広報課、●危機対策課、その他関係課	

「●」は主務担当を示す。

第1 県、関係機関等との災害通信網の整備

【地震災害対策編／第1章／第15節／第1 県、関係機関等との災害通信網の整備】を準用する。(地-36)

第2 市民への通信体制の整備と周知

【地震災害対策編／第1章／第15節／第2 市民への通信体制の整備と周知】を準用する。(地-36)

第16節 職員の配備体制

項目	担当	関係機関
第1 活動体制の整備	全課	
第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、DX推進課、その他関係課	

「●」は主務担当を示す。

第1 活動体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第16節／第1 活動体制の整備】を準用する。(地-38)

第2 業務継続計画(BCP)の整備

【地震災害対策編／第1章／第16節／第2 業務継続計画(BCP)の整備】を準用する。(地-39)

第17節 防災拠点等の整備・充実

項目	担当	関係機関
第1 防災拠点の整備及び連携	管財課、●危機対策課、都市計画課	
第2 防災拠点機能の確保・充実		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、地域安全推進課、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課	
第4 防災用資機材の確保対策		

「●」は主務担当を示す。

第1 防災拠点の整備及び連携

【地震災害対策編／第1章／第17節／第1 防災拠点の整備及び連携】を準用する。（地-40）
この場合において、同項中の記述「耐震化」を「耐震化・耐浪化」と読み替える。

第2 防災拠点機能の確保・充実

【地震災害対策編／第1章／第17節／第2 防災拠点機能の確保・充実】を準用する。（地-40）

第3 防災用資機材等の整備・充実

【地震災害対策編／第1章／第17節／第3 防災用資機材等の整備・充実】を準用する。（地-41）

第4 防災用資機材の確保対策

【地震災害対策編／第1章／第17節／第4 防災用資機材の確保対策】を準用する。（地-41）

第18節 相互応援体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 相互応援体制の整備	●危機対策課、協定を締結している課、その他関係課	各関係機関
第2 応援体制の整備	危機対策課	
第3 自衛隊との連携		自衛隊

「●」は主務担当を示す。

第1 相互応援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第18節／第1 相互応援体制の整備】を準用する。（地-42）

第2 応援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第18節／第2 応援体制の整備】を準用する。（地-43）

第3 自衛隊との連携

【地震災害対策編／第1章／第18節／第3 自衛隊との連携】を準用する。（地-43）

第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 医療救護体制の整備	●健康推進課、病院局	東部保健福祉事務所、(一社)石巻市医師会、(一社)桃生郡医師会、(一社)石巻歯科医師会、(一社)石巻薬剤師会、日本赤十字社宮城県支部、地域災害拠点病院(石巻赤十字病院)、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第2 医薬品等の供給体制の整備	健康推進課	(一社)石巻薬剤師会
第3 福祉支援体制の整備	保健福祉総務課	
第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	●危機対策課、健康推進課	
第5 栄養支援体制の整備	健康推進課	

「●」は主務担当を示す。

第1 医療救護体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第1 医療救護体制の整備】を準用する。(地-44)

第2 医薬品等の供給体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第2 医薬品等の供給体制の整備】を準用する。(地-45)

第3 福祉支援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第3 福祉支援体制の整備】を準用する。(地-45)

第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備】を準用する。(地-47)

第5 栄養支援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第4 栄養支援体制の整備】を準用する。(地-47)

第20節 火災予防対策

項目	担当	関係機関
第1 火災予防対策	●地域安全推進課、石巻市消防団	石巻地区広域行政事務組合消防本部

「●」は主務担当を示す。

第1 火災予防対策

【地震災害対策編／第1章／第20節／第1 火災予防対策】を準用する。（地-48）

第21節 緊急輸送体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 輸送体制の整備	●危機対策課、道路課	石巻警察署、河北警察署、（公社）宮城県トラック協会石巻支部、（公社）宮城県バス協会、宮城交通（株）
第2 燃料確保体制の整備	管財課	宮城県経済商工観光部
第3 障害物除去体制の整備	河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課、水産課、農林課	仙台河川国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 輸送体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第21節／第1 輸送体制の整備】を準用する。（地-50）

第2 燃料確保体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第21節／第2 燃料確保体制の整備】を準用する。（地-51）

第3 障害物除去体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第21節／第3 障害物除去体制の整備】を準用する。（地-52）

第22節 避難対策

項目	担当	関係機関
第1 避難所等の確保、整備	●危機対策課、健康推進課、教育委員会	宮城県保健福祉部
第2 避難誘導體制の整備	●危機対策課、地域振興課、教育委員会、子育て支援課、子ども保育課	
第3 消防機関等の対応	●危機対策課、地域安全推進課	石巻地区広域行政事務組合消防本部
第4 津波避難計画の策定	危機対策課	
第5 市民等への周知	危機対策課	

「●」は主務担当を示す。

第1 避難所等の確保、整備

【地震災害対策編／第1章／第22節／第1 避難所等の確保、整備】を準用する。（地-53）

第2 避難誘導體制の整備

【地震災害対策編／第1章／第22節／第2 避難誘導體制の整備】を準用する。（地-55）

第3 消防機関等の対応

1 救助・救急活動の実施体制確保

市は、市の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

2 地域防災計画における対策の策定

市は、地域防災計画において、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3 消防職員の安全確保対策

市は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、市民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に市民に周知し、理解を得ておくよう努める。

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいて

も、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

4 消防団員の安全確保対策

市は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、市民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第4 津波避難計画の策定

1 市の対応

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

市は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。

また、避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を参考とする。

市民等への周知内容

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示等を発令する具体的な発令基準及び伝達方法
- ウ 津波情報の収集・伝達の方法
- エ 避難路及び避難経路、誘導方法
- オ 避難所の名称、所在地、収容人員
- カ 避難場所の名称、所在地、収容人員 など

(2) 地域ごとの避難計画策定支援

市は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、地域住民がワークショップなどを開催するなど、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

市は、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、ハザードマップの作成に当たっては市民も参加するなどの工夫をすることにより、

災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

(4) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

第5 市民等への周知

【地震災害対策編／第1章／第22節／第3 市民等への周知】を準用する。(地-56)

第23節 避難受入れ対策

項目	担当	関係機関
第1 避難所の運営・管理対策	●危機対策課、健康推進課、保護課	東部保健福祉事務所、(社福)石巻市社会福祉協議会
第2 広域避難の対策	危機対策課	
第3 応急仮設住宅対策	●生活再建支援室、住宅課、建築課	
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光政策課	
第5 孤立地区対策	●危機対策課、政策企画課、地域振興課	宮城県消防課

「●」は主務担当を示す。

第1 避難所の運営・管理対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第1 避難所の運営・管理対策】を準用する。(地-57)

第2 広域避難の対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第2 広域避難の対策】を準用する。(地-59)

第3 応急仮設住宅対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第3 応急仮設住宅対策】を準用する。(地-59)

第4 帰宅困難者対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第4 帰宅困難者対策】を準用する。(地-59)

第5 孤立地区対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第5 孤立地区対策】を準用する。(地-60)

第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保

項目	担当	関係機関
第1 備蓄体制の整備	●危機対策課	
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、環境課、 ●産業推進課	石巻地方広域水道企業団
第3 受援体制の確保	●危機対策課	東北農政局、東部地方振興事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 備蓄体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第24節／第1 備蓄体制の整備】を準用する。（地-61）

第2 食料等の調達体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第24節／第2 食料等の調達体制の整備】を準用する。（地-62）

第3 受援体制の確保

【地震災害対策編／第1章／第24節／第3 受援体制の確保】を準用する。（地-62）

第25節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

項目	担当	関係機関
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、学校安全推進課、学校教育課、石巻市消防団	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、(社福)石巻市社会福祉協議会、その他関係機関
第2 外国人への支援対策	危機対策課、●地域振興課、その他関係課	
第3 旅行者への支援対策	観光政策課	

「●」は主務担当を示す。

第1 高齢者、障害者等への支援対策

【地震災害対策編／第1章／第25節／第1 高齢者、障害者等への支援対策】を準用する。(地-63)

第2 外国人への支援対策

【地震災害対策編／第1章／第25節／第2 外国人への支援対策】を準用する。(地-68)

第3 旅行者への支援対策

【地震災害対策編／第1章／第25節／第3 旅行者への支援対策】を準用する。(地-69)

第26節 複合災害対策

項目	担当	関係機関
第1 複合災害を考慮した対策の検討	危機対策課	
第2 防災力の向上		

第1 複合災害を考慮した対策の検討

【地震災害対策編／第1章／第26節／第1 複合災害を考慮した対策の検討】を準用する。(地-70)

第2 防災力の向上

【地震災害対策編／第1章／第26節／第2 防災力の向上】を準用する。(地-70)

第27節 災害廃棄物対策

項目	担当	関係機関
第1 処理体制の整備	環境課、●廃棄物対策課	東部保健福祉事務所、東部下水道事務所、石巻地区広域行政事務組合
第2 一時保管場所の確保	廃棄物対策課	

「●」は主務担当を示す。

第1 処理体制の整備

1～2は、【地震災害対策編／第1章／第27節／第1 処理体制の整備】を準用する。（地-71）

3 海に流出した災害廃棄物処理体制の構築

市は、県と協力し津波により海に流出した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上の支障を除去するため、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置等を講ずることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれるトランス等の電気機器や、農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第2 一時保管場所の確保

【地震災害対策編／第1章／第27節／第2 一時保管場所の確保】を準用する。（地-72）

第28節 積雪寒冷地域における津波災害予防

項目	担当	関係機関
第1 除雪体制等の整備	●危機対策課、協定を締結している課、その他関係課	各関係機関
第2 避難所体制の整備	●危機対策課、その他関係課	

「●」は主務担当を示す。

第1 除雪体制等の整備

【地震災害対策編／第1章／第28節／第1 除雪体制等の整備】を準用する。（地-73）

第2 避難所体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第28節／第2 避難所体制の整備】を準用する。（地-73）

第29節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

項目	担当	関係機関
第1 日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域	危機対策課	
第2 津波避難対策緊急事業計画の作成	危機対策課	

第1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域

本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定により、津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）に指定されている。

第2 津波避難対策緊急事業計画の作成

市長は、特別強化地域の指定があったときは、当該特別強化地域について、市防災会議が定める推進計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画を作成することができる。

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- 2 前項の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- 3 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。第15条において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業をいい、第15条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）
- 4 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

なお、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業に係る津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を、以下のとおり定める。

津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	津波避難対策緊急事業を行う区域	目標	達成期間
避難場所の整備事業	羽黒町二丁目地区	1箇所	令和8年度～ 令和9年度

第 2 章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

項目	担当	関係機関
第1 配備体制	全課	
第2 災害対策本部		
第3 警戒本部・特別警戒本部		
第4 各機関の体制		

第1 配備体制

【地震災害対策編／第2章／第1節／第1 配備体制】を準用する。（地-75）
 この場合において、同項2中の記述「避難情報」を「避難指示等」と読み替える。

第2 災害対策本部

【地震災害対策編／第2章／第1節／第2 災害対策本部】を準用する。（地-81）

第3 警戒本部・特別警戒本部

【地震災害対策編／第2章／第1節／第3 警戒本部・特別警戒本部】を準用する。（地-90）

第4 各機関の体制

【地震災害対策編／第2章／第1節／第4 各機関の体制】を準用する。（地-91）

第2節 情報の収集・伝達

項目	担当	関係機関
第1 情報管理体制	各災対部・支部	宮城県防災推進課、東部地方振興事務所、東部保健福祉事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合
第2 被害情報の収集・報告		
第3 津波情報の伝達		
第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報		
第5 通信・放送手段の確保		

第1 情報管理体制

【地震災害対策編／第2章／第2節／第1 情報管理体制】を準用する。（地-92）

第2 被害情報の収集・報告

【地震災害対策編／第2章／第2節／第2 被害情報の収集・報告】を準用する。（地-93）

第3 津波情報の伝達

1 津波警報等

気象庁は、津波発生のおそれのある場合は、津波警報等、津波情報を津波予報区単位に発表する。石巻市の津波予報区は、「宮城県」である。

(1) 津波警報等

津波警報等の種類と内容

津波警報等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記なし

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と内容

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^{注1)}	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{注2)} や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{注3)}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{注4)}

注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※何らかの原因でデータが入手できなくなった場合などには、津波の観測ができなくなっている観測点の状況を速やかに周知するために「欠測」と発表する。

注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であるこ

とを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^{注5)}）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

注5) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

2 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

津波予報の種類と内容

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき ^{注)} (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^{注)} (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

3 津波警報等の伝達

気象庁から発表される津波警報・注意報は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により自動的に防災行政無線が起動し伝達する。

市は、津波警報等を防災行政無線、災害情報メール配信サービス等で、避難指示等とともに市民等に伝達する。

特に、津波の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報

【地震災害対策編／第2章／第2節／第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報】を準用する。（地-100）

第5 通信・放送手段の確保

【地震災害対策編／第2章／第2節／第5 通信・放送手段の確保】を準用する。（地-101）

第3節 災害広報活動

項目	担当	関係機関
第1 社会的混乱の防止	(危)本部連絡室、●(総)広報班、(保)救護班、(保)避難収容班	
第2 市民等への広報		
第3 報道機関への対応	(総)広報班	

「●」は主務担当を示す。

第1 社会的混乱の防止

【地震災害対策編／第2章／第3節／第1 社会的混乱の防止】を準用する。(地-103)

第2 市民等への広報

【地震災害対策編／第2章／第3節／第2 市民等への広報】を準用する。(地-103)

この場合において、同節第2／1／(4)中の記述「避難情報」を「避難指示等」と読み替える。

第3 報道機関への対応

【地震災害対策編／第2章／第3節／第3 報道機関への対応】を準用する。(地-105)

第4節 相互応援活動

項目	担当	関係機関
第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	東部地方振興事務所、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻地方広域水道企業団

「●」は主務担当を示す。

第1 自治体等への応援要請

【地震災害対策編／第2章／第4節／第1 自治体等への応援要請】を準用する。(地-106)

第5節 災害救助法の適用

項目	担当	関係機関
第1 災害救助法の適用	各災対部	宮城県
第2 救助の種類		

第1 災害救助法の適用

【地震災害対策編／第2章／第5節／第1 災害救助法の適用】を準用する。（地-108）

第2 救助の種類

【地震災害対策編／第2章／第5節／第2 救助の種類】を準用する。（地-109）

第6節 自衛隊の災害派遣

項 目	担 当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	宮城県災害対策本部、自衛隊

第1 自衛隊の災害派遣

【地震災害対策編／第2章／第6節／第1 自衛隊の災害派遣】を準用する。(地-110)

第7節 救急・救助活動

項目	担当	関係機関
第1 救急・救助活動	●（危）本部連絡室、災対建設部、（消）警防班	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、医療機関

「●」は主務担当を示す。

第1 救急・救助活動

【地震災害対策編／第2章／第7節／第1 救急・救助活動】を準用する。（地-113）

この場合において、同節第1／1／（1）／アの記述「消防・警察機関」を「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。

第8節 医療救護活動

項目	担当	関係機関
第1 初動医療活動	●（保）救護班、災対病院部全班	（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、（一社）石巻薬剤師会、東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、医療関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 初動医療活動

【地震災害対策編／第2章／第8節／第1 初動医療活動】を準用する。（地-116）

第9節 消火活動

項目	担当	関係機関
第1 地震火災の消火活動	災対消防団	石巻地区広域行政事務組合消防本部
第2 津波火災の消火活動		

第1 地震火災の消火活動

【地震災害対策編／第2章／第9節／第1 消火活動】を準用する。（地-119）

第2 津波火災の消火活動

津波による漂流物等から出火することにより、延焼火災が発生した場合には、原則として、地震火災に準じて消火活動を行う。

その際は、津波警報・大津波警報の継続や、流出した家屋、自動車等の集積に十分留意して活動を行う。

第10節 交通・輸送活動

項目	担当	関係機関
第1 交通規制	(危) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班	石巻警察署、河北警察署、仙台河川国道事務所、宮城県道路課、東部土木事務所
第2 緊急輸送路等の確保	(産) 水産班、(産) 農林班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、●(建) 道路班	仙台河川国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関
第3 輸送の確保	(危) 本部連絡室、●(総) 管財班	宮城県災害対策本部、(公社) 宮城県トラック協会石巻支部、(公社) 宮城県バス協会、宮城交通(株)、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 交通規制

【地震災害対策編／第2章／第10節／第1 交通規制】を準用する。(地-121)

第2 緊急輸送路等の確保

【地震災害対策編／第2章／第10節／第2 緊急輸送路等の確保】を準用する。(地-124)

第3 輸送の確保

【地震災害対策編／第2章／第10節／第3 輸送の確保】を準用する。(地-126)

第11節 ヘリコプターの活動

項目	担当	関係機関
第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安本部

第1 ヘリコプターの活用

【地震災害対策編／第2章／第11節／第1 ヘリコプターの活用】を準用する。(地-127)

第12節 避難活動

項目	担当	関係機関
第1 避難の指示等	市長、●（危）本部連絡室	
第2 避難の指示等の内容及び周知	（危）本部連絡室	
第3 避難誘導	関係課	各警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第4 避難所の開設	（危）本部連絡室、●（保）避難収容班、（教）学校教育班	
第5 避難所の運営	（保）救護班、●（保）避難収容班	東部保健福祉事務所、（社福）石巻市社会福祉協議会
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	●（市）総務班、（保）避難収容班	
第7 帰宅困難者対策	（危）本部連絡室、●（産）観光班	
第8 孤立集落対策	●（危）本部連絡室、（保）救護班、（保）援護班、（産）総務班	自衛隊、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第9 広域避難	●（危）本部連絡室、（保）避難収容班	宮城県防災推進課
第10 在宅避難者への支援		

「●」は主務担当を示す。

第1 避難の指示等

【地震災害対策編／第2章／第12節／第1 避難の指示等】を準用する。（地-128）

第2 避難の指示等の内容及び周知

1 避難指示等の判断基準

本部長は、津波警報等に基づき、次の区分で避難指示等を発令する。

避難指示等の発令基準

発令基準	発令情報	発令時期	発令対象地域	（参考）期待する行動
津波注意報が発表されたとき	避難指示	自動的	海岸防潮堤の海側エリア	海岸付近から離れる。
津波警報が発表されたとき	避難指示	自動的	上記に加え、高盛土道路等より海側エリア及び半島沿岸部低平地エリア	直ちに安全な場所に避難する。

発令基準	発令情報	発令時期	発令対象地域	(参考) 期待する行動
大津波警報が発表されたとき	避難指示	自動的	上記に加え、 避難対象地域 の全て	直ちに安全な 場所に避難す る。
遠地地震や火山の大規模噴火 など、津波注意報以上の発表 が予期されるとき	避難指示	可能な限 り 速やかに	状況に応じて、 上記の発令対象地 域を踏まえる	直ちに安全な 場所に避難す る。

※遠地地震発生後に、津波警報・津波注意報が発表された場合は、津波到達予想時刻や想定される被害から確実な避難や減災に結びつくよう、避難指示の発令時期を考慮する。

2 避難指示等の発令対象地域

(1) 津波注意報時

津波注意報が発表されたときの避難指示の発令対象地域は、以下のとおりとする。

津波注意報が発表されたときの避難指示の発令対象地域

エリア	津波注意報が発表されたときの 避難指示の発令対象地域	開設を予定する 津波避難場所等
(1) 石巻西エリア	西浜町の一部、潮見町、雲雀野町1、2丁目の一部、中島町の一部、中瀬 ※海岸防潮堤の海側エリアが対象地域	なし
(2) 石巻東エリア	魚町1、2丁目の一部、渡波字長浜の一部、幸町の一部、渡波町3丁目の一部、渡波字祝田の一部、渡波字祝田の壺の一部、渡波字佐須の一部、渡波字袖ノ浜の一部 ※海岸防潮堤の海側エリアが対象地域	なし
(3) 半島沿岸部 低平地エリア	地域を定めず、沿岸作業全般へ発令	なし

(2) 津波警報時

津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域は、以下のとおりとする。

津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域

エリア	津波警報が発表されたときの 避難指示の発令対象地域	開設を予定する 津波避難場所等
(1) 石巻西エリア	西浜町、重吉町、門脇字明神の一部、門脇字捨喰の一部、門脇字浦屋敷の一部、門脇字鷺塚、中島町、中屋敷2丁目の一部、新館2丁目の一部、三ツ股3丁目の一部、三河町、潮見町、築山3、4丁目の一部、大街道南3丁目の一部、大街道東2、3丁目の一部、南光町2丁目、雲雀野町、南浜町、門脇町3、4、5丁目の一部、中瀬 ※上記津波注意報発表時に加え、高盛土道路等より海側エリアが対象地域	石巻中学校、総合体育館、釜小学校、大街道小学校
(2) 石巻東エリア	川口町1、2、3丁目の一部、湊東1丁目の一部、魚町1、2、3丁目、渡波字長浜、松原町の一部、長浜町の一部、幸町の一部、渡波町3丁目の一部 ※上記津波注意報発表時に加え、高盛土道路	湊中学校、渡波小学校、万石浦中学校

	等より海側エリアが対象地域	
(3) 半島沿岸部 低平地エリア	荻浜地区全域、河北地区一部（長面、尾崎、釜谷、間垣）、雄勝地区全域、北上地区全域、牡鹿地区全域	近隣の高台等（半島沿岸部は高台に防災集団移転していることから、津波警報での指定避難所の開設は行わない予定。）

(3) 大津波警報時

大津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域は、以下のとおりとする。

大津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域

エリア	大津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域	開設を予定する津波避難場所等
(1) 石巻西エリア	避難対象地域の全て	全ての避難場所等
(2) 石巻東エリア	避難対象地域の全て	全ての避難場所等
(3) 半島沿岸部 低平地エリア	避難対象地域の全て	全ての避難場所等

3 避難指示等の伝達

(1) 避難指示の内容

避難指示は、次の事項を明らかにして行う。

- ア 津波の規模
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難の指示等の理由
- カ その他必要な事項

(2) 避難の周知

ア 市は、避難の指示等の伝達を次の方法で行う。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 緊急速報メール、エリアメール、災害情報メール、市ホームページ
- (ウ) ラジオ、テレビ
- (エ) コミュニティFM（ラジオ石巻）
- (オ) 津波フラッグ

イ 避難の必要が無くなったときは、その旨を公示する。

(3) 関係機関への報告・通知

市は、避難指示の発令又は解除を実施したときは、その旨を県に報告するとともに、警察署及び消防本部等に通知する。

第3 避難誘導

【地震災害対策編／第2章／第12節／第3 避難誘導】を準用する。（地-130）

第4 避難所の開設

【地震災害対策編／第2章／第12節／第4 避難所の開設】を準用する。（地-130）

第5 避難所の運営

【地震災害対策編／第2章／第12節／第5 避難所の運営】を準用する。（地-130）

第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援

【地震災害対策編／第2章／第12節／第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援】を準用する。（地-133）

第7 帰宅困難者対策

【地震災害対策編／第2章／第12節／第7 帰宅困難者対策】を準用する。（地-134）

この場合において、同節第7／3／（1）の記述「一斉帰宅行動を抑制するため」を「現在いる場所が津波に対して安全である場合は、一斉帰宅行動を抑制するため」と読み替える。

第8 孤立集落対策

【地震災害対策編／第2章／第12節／第8 孤立集落対策】を準用する。（地-134）

第9 広域避難

【地震災害対策編／第2章／第12節／第9 広域避難】を準用する。（地-134）

第10 在宅避難者への支援

【地震災害対策編／第2章／第12節／第10 在宅避難者への支援】を準用する。（地-135）

第13節 応急仮設住宅等の確保

項目	担当	関係機関
第1 住宅の応急修理	●（保）援護班、（建）建築指導班	
第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	●（保）生活再建支援班、（建）建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県復興支援・伝承課
第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	●（保）生活再建支援班、（建）住宅班	宮城県復興支援・伝承課

「●」は主務担当を示す。

第1 住宅の応急修理

【地震災害対策編／第2章／第13節／第1 住宅の応急修理】を準用する。（地-136）

第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保

【地震災害対策編／第2章／第13節／第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保】を準用する。（地-136）

第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等

【地震災害対策編／第2章／第13節／第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等】を準用する。（地-137）

第14節 相談活動

項目	担当	関係機関
第1 相談活動	●（危）本部連絡室、（保）生活再建支援班、災害対策支部	

「●」は主務担当を示す。

第1 相談活動

【地震災害対策編／第2章／第14節／第1 相談活動】を準用する。（地-140）

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時避難支援の構築	(危)本部連絡室、(復)応援班(地域振興課)、(保)救護班、●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班	東部保健福祉事務所、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、(社福)石巻市社会福祉協議会、その他関係機関
第2 避難誘導等の支援		
第3 避難所等における支援		
第4 外国人や旅行者への支援	●(復)応援班(地域振興課)、その他関係班	

「●」は主務担当を示す。

第1 災害発生時避難支援の構築

【地震災害対策編／第2章／第15節／第1 災害発生時避難支援の構築】を準用する。(地-141)

第2 避難誘導等の支援

【地震災害対策編／第2章／第15節／第2 避難誘導等の支援】を準用する。(地-141)

第3 避難所等における支援

【地震災害対策編／第2章／第15節／第3 避難所等における支援】を準用する。(地-142)

第4 外国人や旅行者への支援

【地震災害対策編／第2章／第15節／第4 外国人や旅行者への支援】を準用する。(地-143)

第16節 家庭動物の収容対策

項目	担当	関係機関
第1 家庭動物に対する対策	●（市）防疫班、（保）避難収容班	東部保健福祉事務所、（公社）宮城県獣医師会石巻支部

「●」は主務担当を示す。

第1 家庭動物に対する対策

【地震災害対策編／第2章／第16節／第1 家庭動物に対する対策】を準用する。（地-144）

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

項目	担当	関係機関
第1 食料の供給	●（産）総務班、（復）応援班（地域振興課）、（保）援護班、（保）避難収容班、（教）学校管理班、（市）総務班	東北農政局、日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部
第2 生活物資の供給	●（産）総務班、（保）避難収容班	日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部
第3 給水		石巻地方広域水道企業団
第4 救援物資の受入れ	（産）総務班	
第5 物資集配拠点の設置	（産）総務班	

「●」は主務担当を示す。

第1 食料の供給

【地震災害対策編／第2章／第17節／第1 食料の供給】を準用する。（地-146）

第2 生活物資の供給

【地震災害対策編／第2章／第17節／第2 生活物資の供給】を準用する。（地-148）

第3 給水

【地震災害対策編／第2章／第17節／第3 給水】を準用する。（地-148）

第4 救援物資の受入れ

【地震災害対策編／第2章／第17節／第4 救援物資の受入れ】を準用する。（地-149）

第5 物資集配拠点の設置

【地震災害対策編／第2章／第17節／第5 物資集配拠点の設置】を準用する。（地-149）

第18節 防疫・保健衛生活動

項目	担当	関係機関
第1 防疫活動	●（市）防疫班、（保）救護班、（保）避難収容班	東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）
第2 保健衛生活動	（総）管財班、●（保）救護班	（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、医療関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 防疫活動

【地震災害対策編／第2章／第18節／第1 防疫活動】を準用する。（地-150）

第2 保健衛生活動

【地震災害対策編／第2章／第18節／第2 保健衛生活動】を準用する。（地-151）

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

項目	担当	関係機関
第1 遺体の搜索	●（危）本部連絡室、（消）警防班	石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻海上保安署
第2 遺体の収容・処理	（市）防疫班	石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻海上保安署、東部保健福祉事務所、医療関係機関、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、災害拠点病院（石巻赤十字病院）
第3 遺体の埋葬	（市）防疫班	東部保健福祉事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 遺体の搜索

【地震災害対策編／第2章／第19節／第1 遺体の搜索】を準用する。（地-154）

第2 遺体の収容・処理

【地震災害対策編／第2章／第19節／第2 遺体の収容・処理】を準用する。（地-154）

第3 遺体の埋葬

【地震災害対策編／第2章／第19節／第3 遺体の埋葬】を準用する。（地-155）

第20節 災害廃棄物処理活動

項目	担当	関係機関
第1 災害廃棄物の処理	(市) 防疫班、●(市) 災害廃棄物班、(市) 清掃班	石巻地区広域行政事務組合、(公社) 宮城県トラック協会石巻支部、宮城県環境生活部、東部保健福祉事務所
第2 し尿の処理	(市) 清掃班	石巻地区広域行政事務組合、東部保健福祉事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 災害廃棄物の処理

1～6は、【地震災害対策編／第2章／第20節／第1 災害廃棄物の処理】を準用する。(地-156)

7 海に流出した災害廃棄物の処理

市は、県や国、関係機関、応援協定団体等の協力の下、海に流出した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置に努める。

第2 し尿の処理

【地震災害対策編／第2章／第20節／第2 し尿の処理】を準用する。(地-157)

第21節 社会秩序維持活動

項目	担当	関係機関
第1 警備対策	地域安全推進課、(消)警防班	石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署
第2 物価監視	地域安全推進課、(保)応援班 (総合相談センター)	宮城県環境生活部

第1 警備対策

【地震災害対策編／第2章／第21節／第1 警備対策】を準用する。(地-158)

第2 物価監視

【地震災害対策編／第2章／第21節／第2 物価監視】を準用する。(地-158)

第22節 教育活動

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	●災対教育部、災対保健福祉部	学校、保育施設
第2 学校施設等の応急措置	●災対教育部、災対保健福祉部	学校、保育施設
第3 教育の実施	●災対教育部、災対保健福祉部	学校、保育施設
第4 文化財対策	災対教育部	宮城県教育委員会、文化財管理者

「●」は主務担当を示す。

第1 災害発生時の対応

【地震災害対策編／第2章／第22節／第1 災害発生時の対応】を準用する。（地-159）

第2 学校施設等の応急措置

【地震災害対策編／第2章／第22節／第2 学校施設等の応急措置】を準用する。（地-159）

第3 教育の実施

【地震災害対策編／第2章／第22節／第3 教育の実施】を準用する。（地-160）

第4 文化財対策

【地震災害対策編／第2章／第22節／第4 文化財対策】を準用する。（地-161）

第23節 防災資機材及び労働力の確保

項目	担当	関係機関
第1 防災資機材の確保	協定を締結している各部	
第2 労働力の確保	●（総）人事班、（産）商工班	石巻公共職業安定所

「●」は主務担当を示す。

第1 防災資機材の確保

【地震災害対策編／第2章／第23節／第1 防災資機材の確保】を準用する。（地-162）

第2 労働力の確保

【地震災害対策編／第2章／第23節／第2 労働力の確保】を準用する。（地-162）

第24節 公共土木施設等の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 公共土木施設	(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 都市計画班、●(建) 道路班、(産) 水産班、(産) 農林班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、南三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株)

「●」は主務担当を示す。

第1 公共土木施設

【地震災害対策編／第2章／第24節／第1 公共土木施設】を準用する。(地-163)

この場合において、記述を以下の通りに読み替える。

- ・同節第1／3／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1／(1)
「地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。
- ・同節第1／4／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1／(1)
「地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。
- ・同節第1／5／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」
「地震発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。
- ・同節第1／6／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1
「地震発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。
- ・同節第1／6／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1
「地震災害後」を「地震・津波災害後」と読み替える。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	(建) ポンプ場班、●(建) 巡視班	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、NTT 東日本(株)宮城事業部、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)

「●」は主務担当を示す。

第1 ライフライン施設

【地震災害対策編／第2章／第25節／第1 ライフライン施設】を準用する。(地-168)

第26節 危険物施設等の安全確保

項 目	担 当	関係機関
第1 危険物施設等の安全対策	(危) 本部連絡室、●(総) 広報班	宮城県防災推進課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 危険物施設等の安全対策

【地震災害対策編／第2章／第26節／第1 危険物施設等の安全対策】を準用する。(地-173)

第27節 農林水産業の応急対策

項 目	担 当	関係機関
第1 農林水産業	● (産)水産班、(産)農林班	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、宮城県農業共済組合（旧：石巻地方農業共済組合）、石巻市漁業協同組合

「●」は主務担当を示す。

第1 農林水産業

【地震災害対策編／第2章／第27節／第1 農林水産業】を準用する。（地-175）

第28節 二次災害・複合災害防止対策

項目	担当	関係機関
第1 危険度判定	(建) 建築指導班	宮城県建築宅地課
第2 風評被害等の軽減	●(市) 防疫班(環境課)、 (産) 農林班、(産) 観光班、 (産) 水産班	宮城県環境生活部、宮城県農政部、宮城県水産林政部、宮城県経済商工観光部
第3 水防対策	(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、 (建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、 (建) 道路班、(建) ポンプ場班、 (建) 巡視班、(消) 警防班	仙台海川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻市消防団
第4 土砂災害対策	●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、 (建) 道路班	東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第5 空き家等の把握	(建) 住宅班	宮城県建築宅地課

「●」は主務担当を示す。

第1 危険度判定

【地震災害対策編／第2章／第28節／第1 危険度判定】を準用する。(地-177)

第2 風評被害等の軽減

【地震災害対策編／第2章／第28節／第2 風評被害等の軽減】を準用する。(地-178)

第3 水防対策

【地震災害対策編／第2章／第28節／第3 水防対策】を準用する。(地-178)

第4 土砂災害対策

【地震災害対策編／第2章／第28節／第4 土砂災害対策】を準用する。(地-178)

この場合において、同節第4／1／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-28の抜粋」(2)の記述「地震、降雨等による」を「津波侵食箇所地震、降雨等による」と読み替える。

第5 空き家等の把握

【地震災害対策編／第2章／第28節／第5 空き家等の把握】を準用する。(地-179)

第29節 応急公用負担等の実施

項目	担当	関係機関
第1 応急公用負担の権限	各災対部	
第2 応急公用負担の措置		

第1 応急公用負担の権限

【地震災害対策編／第2章／第29節／第1 応急公用負担の権限】を準用する。（地-180）

第2 応急公用負担の措置

【地震災害対策編／第2章／第29節／第2 応急公用負担の措置】を準用する。（地-181）

第30節 ボランティア活動

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの活動拠点について	(保)総務班	(社福)石巻市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、その他関係機関
第2 専門性のあるボランティア活動について	各災対部	

第1 ボランティアの活動拠点について

【地震災害対策編／第2章／第30節／第1 ボランティアの活動拠点について】を準用する。(地-182)

第2 専門性のあるボランティア活動について

【地震災害対策編)／第2章／第30節／第2 専門性のあるボランティア活動について】を準用する。(地-183)

第31節 海外からの支援の受入れ

項目	担当	関係機関
第1 海外からの救援活動の受入れ	危機対策課	

第1 海外からの救援活動の受入れ

【地震災害対策編／第2章／第31節／第1 海外からの救援活動の受入れ】を準用する。（地-184）

第 3 章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

項目	担当	関係機関
第1 災害復旧・復興方針の決定等	全担当課	
第2 災害復旧計画		
第3 災害復興計画		

第1 災害復旧・復興方針の決定等

【地震災害対策編／第3章／第1節／第1 災害復旧・復興方針の決定等】を準用する。（地-185）

第2 災害復旧計画

【地震災害対策編／第3章／第1節／第2 災害復旧計画】を準用する。（地-185）

第3 災害復興計画

【地震災害対策編／第3章／第1節／第3 災害復興計画】を準用する。（地-187）

第2節 生活再建支援

項目	担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	全担当課	
第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行	●資産税課、市民税課、納税課	

「●」は主務担当を示す。

第1 被災者の生活確保

【地震災害対策編／第3章／第2節／第1 被災者の生活確保】を準用する。（地-189）

第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行

【地震災害対策編／第3章／第2節／第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行】を準用する。（地-191）

第3節 住宅復旧支援

項目	担当	関係機関
第1 住宅復旧支援	都市計画課、建築課、●住宅課、建築指導課	

「●」は主務担当を示す。

第1 住宅復旧支援

【地震災害対策編／第3章／第3節／第1 住宅復旧支援】を準用する。（地-193）

第4節 産業復興支援

項目	担当	関係機関
第1 産業復興支援	産業部	

第1 産業復興支援

【地震災害対策編／第3章／第4節／第1 産業復興支援】を準用する。（地-194）

第5節 都市基盤の復興対策

項目	担当	関係機関
第1 都市基盤の復興対策	全担当課	

第1 都市基盤の復興対策

1 防災まちづくり

(1) 市は、再度の災害防止と、より快適な都市環境の創造を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画策定段階で立地適正化計画等と整合を図り、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。

併せて、要配慮者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、市民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。

(4) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、以下の事項等を基本的な目標とする。

ア 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所及び延焼遮断帯の整備

イ 防災活動拠点ともなる道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤施設の整備

ウ ライフラインの共同収容施設としての共同溝及び電線共同溝の整備等

エ ライフラインの耐震化等

オ 建築物及び公共施設の耐震化及び不燃化

カ 耐震性貯水槽の設置

なお、イのうち都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等の防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保及び景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

(5) 既存不適格建築物については、防災及びアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明し、その解消に努める。

(6) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、市民に対し提供する。

(7) 市は、被災した学校等施設の復興にあたり、学校等の復興とまちづくりの連携を推進し、安全かつ安心な立地の確保、学校等施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

2 想定される計画内容例

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧、耐震化及びネットワーク化による機能強化等

(2) 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と地震に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化並びに情報通信システムの信頼性及び安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

河川、海岸、砂防施設等の地域保全施設の早期復旧及び耐震性の強化、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備並びに都市公園、河川公園等の防災拠点及び防災帯の整備による防災空間の確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

項目	担当	関係機関
第1 義援金の受入れ、配分	●生活再建支援室、会計課	

「●」は主務担当を示す。

第1 義援金の受入れ、配分

【地震災害対策編／第3章／第6節／第1 義援金の受入れ、配分】を準用する。（地-197）

第7節 激甚災害の指定

項目	担当	関係機関
第1 激甚災害の調査	全担当課	宮城県防災推進課
第2 激甚災害の手続		

第1 激甚災害の調査

【地震災害対策編／第3章／第7節／第1 激甚災害の調査】を準用する。（地-198）

第2 激甚災害の手続

【地震災害対策編／第3章／第7節／第2 激甚災害の手続】を準用する。（地-198）

第8節 災害対応の検証

項目	担当	関係機関
第1 検証の実施	全担当課	
第2 検証結果の反映		

第1 検証の実施

【地震災害対策編／第3章／第8節／第1 検証の実施】を準用する。（地-199）

第2 検証結果の反映

【地震災害対策編／第3章／第8節／第2 検証結果の反映】を準用する。（地-200）